

2008年12月2日

法人の業務範囲・非限定説の問題点

非限定説：社員である個々の外国法事務弁護士の原資格国法又は指定法にかかわらず、外国法に関する法律事務全般を取扱い業務としたうえ、社員である外国法事務弁護士にとって第三国法に関する法律事務に相当する業務については、法人に対し、当該第三国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者から書面による助言を受けることを義務付けるなどの措置を講じるべきであるとの考え方。

問題点：

そもそも、法人が法律事務を行うとは、弁護士法人等の専門職法人においては、実際には資格を有する弁護士等の個人が法人の業務の一環として弁護士業など等に従事するものであることが前提となる。すなわち、当該個人による業務の執行が適法でなければならない。

従って、第三国法について知識・能力のある社員がいないという点を補う措置として、その知識・能力が制度的に担保された者から書面による助言を受けるとは、実際に法律事務を遂行する資格のある個人が当該書面助言を受けて行う（その者が書面助言を理解してそれに基づいて法律事務を行う）こととしなければならない。法人に対する書面助言ということだけでは、そのような実効性の保障はない。

仮に非限定説を採るとした場合の条件：

従って、非限定説を採る場合でも、

- (1) 個人の外国法事務弁護士の場合の業務範囲は、原則として原資格国法及び指定法に関する法律事務であって、例外的に第三国法に関する法律事務についてその知識・能力が制度的に担保された者から書面による助言を受けて行うことができるとされているから、法人の場合も上記の趣旨が明らかな規定にすることが前提となる。外国法に関する法律事務全般を無条件に取扱うことができるかのような規定ぶりは避けなければならない。
- (2) 第三国法に関する書面助言については、実際に法律事務を遂行する個人である外国法事務弁護士が当該書面助言を受けて行うことが条文上も明確である必要がある。

以上